

広島県訓令第5号

本 庁
地 方 機 関

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令（昭和五十九年広島県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の任命） 第二条の二 子ども家庭センターに所属する職員で、児童福祉法第十二条の三第六項に該当し、同法第十一条第一項第二号ニの職務を行うものは、同所に所属する期間中、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員とする。</p>	<p>（心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の任命） 第二条の二 子ども家庭センターに所属する職員で、児童福祉法第十二条の三第六項第一号に該当し、同法第十一条第一項第二号ニの職務を行うものは、同所に所属する期間中、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員とする。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。